

第4期鹿追町障がい者計画
第7期 鹿追町障がい福祉計画
第3期鹿追町障がい児福祉計画



とかち鹿追ジオパーク

令和6年2月
鹿 追 町

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画推進体制及び計画の進行管理	4

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第3章 障害福祉サービス等の利用状況・見込量

1 障害福祉サービス等の利用状況	9
2 障害児通所支援等の利用状況	11
3 アンケート調査結果の概要について	12

第4章 障がい者計画の基本方針

1 計画の基本目標	24
2 計画の基本方針	24

第5章 成果目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行	31
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	32
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	33
4 福祉施設から一般就労への移行等	34
5 相談支援体制充実・強化等	35
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	36
7 障がい児支援の提供体制の整備等	37

第6章 サービス実績及び必要量見込みの推計

1 障害福祉サービス等の実績及び必要量	39
2 障害児通所支援等の実績及び必要量	42
3 地域生活支援事業（市町村事業）の実績及び必要量	44

資 料 障害福祉サービス等の用語の説明

46

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

鹿追町では平成 13 年度から障がい者計画を策定以降、障がい者のニーズや時代の変化に合わせて計画の見直しをおこなってきました。

この間、国においても障がい者に関連する法律や制度が進展し、平成 15 年 4 月には「措置制度」から利用者自ら事業者を選択、契約ができる「支援費制度」に変わり、平成 18 年 4 月には障害者自立支援法が施行され、障がい種別に関わらず、サービスが一元化されました。平成 25 年 4 月には障害者自立支援法の名称が障害者総合支援法に変更され、障害者手帳の交付を受けていない難病患者の一部もサービスの利用が可能となり、平成 30 年 4 月には自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援サービスなどが創設されました。さらに、令和 4 年 10 月には障害者総合支援法改正法が成立し、就労選択支援が令和 7 年度中に開始される予定となっており、生活と就労に対する支援の更なる充実が図られます。

また、第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画の基本指針では障がい福祉人材の確保の項目に「定着」が追記され、地域生活支援拠点等についても整備が努力義務化されるほか、強度行動障がいをもつ者に対する支援体制の整備などが追記され、障がい者が地域で生活するための支援がより一層求められています。

これらの動向を踏まえ、障がい者施策を推進するために、障害者基本法及び障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づき本計画を策定します。

鹿追町では、令和 3 年 2 月に「第 6 期鹿追町障がい福祉計画」並びに「第 2 期鹿追町障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある方が安心して地域で暮らせるよう、施策の推進を図ってきましたが、令和 6 年度からの計画については、北海道が障がい福祉計画と障がい児福祉計画に障がい者基本計画を統合した「第 1 期ほっかいどう障がい福祉プラン」を作成することから、本計画についても障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体的に策定し、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営み、住みなれた地域で安心して生活できるよう、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

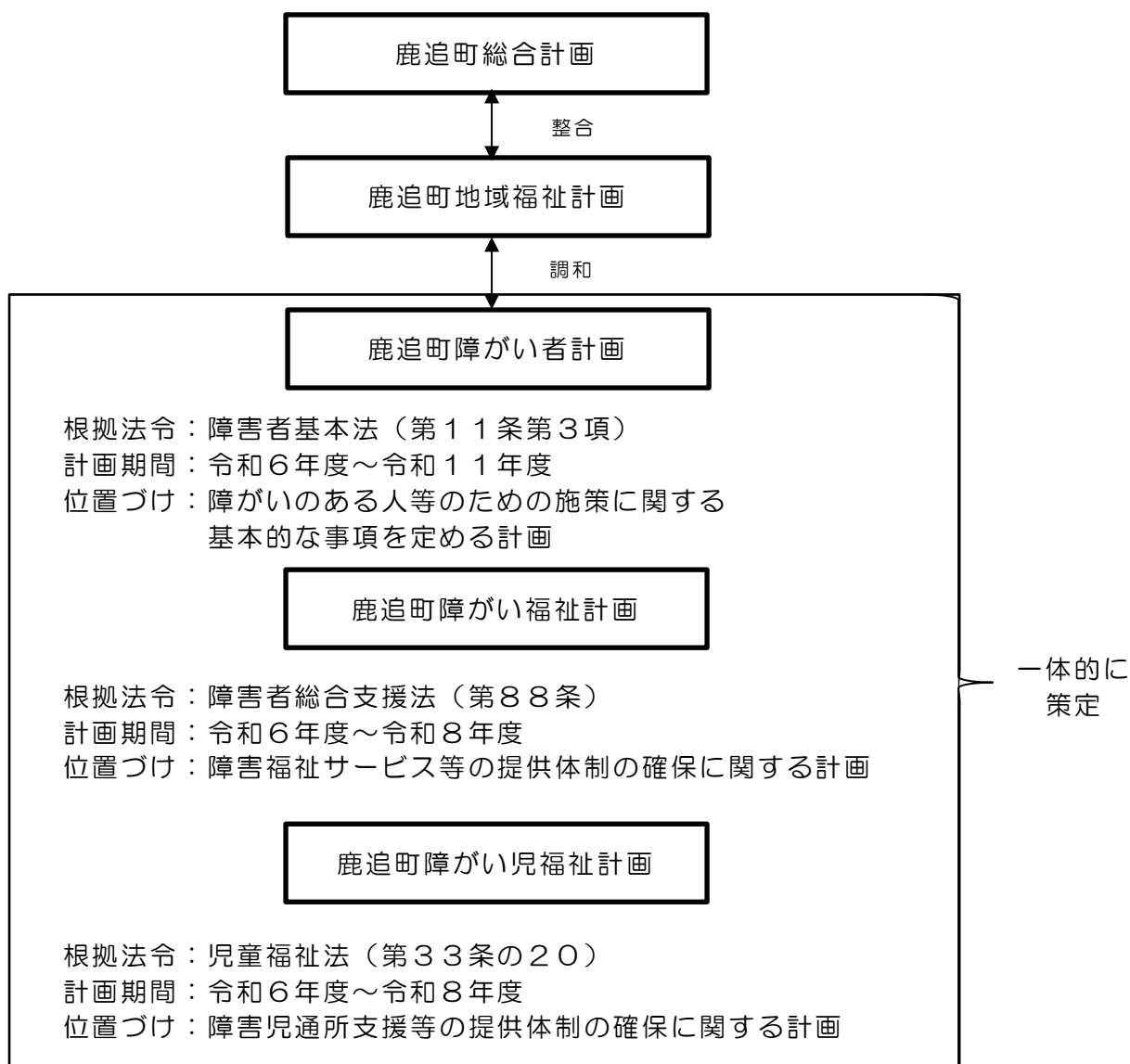
※「障害」のひらがな表記について

この計画では、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合は「障がい」と表記し、法律名（【障害者総合支援法】など）や固有名詞（【障害福祉サービス等】）については従前どおり表記しています。

2 計画の位置づけ

障害者基本法第11条第3項に規定する市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）です。また、鹿追において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として策定するものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

「第7期鹿追町総合計画」を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営み、住みなれた地域で安心して生活できるよう、基本的な考え方や目標及び地域において必要な障害福祉サービス等や障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として、確保すべきサービス量・体制確保のための方策を定める計画です。



3 計画の期間

鹿追町障がい福祉計画は、平成 18 年度から 3 年ごとに計画を策定し、以降、3 年おきに計画内容を見直し、令和 2 年度には第 6 期障がい福祉計画に併せて第 2 期障がい児福祉計画を策定しました。

上記計画は、令和 5 年度で終了となるため、令和 6 年度から 8 年度の期間（3 年間）を「第 7 期鹿追町障がい福祉計画並びに第 3 期鹿追町障がい児福祉計画」として策定し、あわせて第 4 期鹿追町障がい者計画（6 年間）を策定いたします。また、関係法令の変更及びニーズなどに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 3 期障がい者計画 （H30～令和 5 年度）			第 4 期障がい者計画 （令和 6 年度～令和 11 年度）					
第 6 期 障がい福祉計画			第 7 期 障がい福祉計画			第 8 期 障がい福祉計画		
第 2 期 障がい児計画			第 3 期 障がい児計画			第 4 期 障がい児計画		

4 計画推進体制及び計画の進行管理

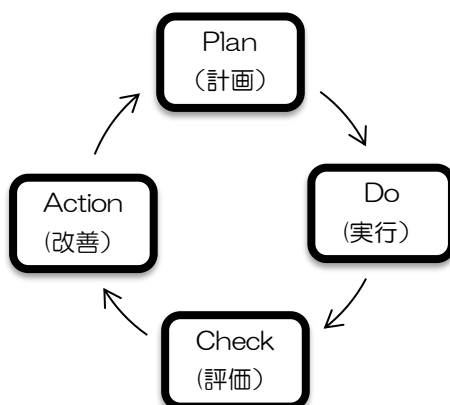
障がいのある方のための施策は、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な分野にわたっています。計画の推進にあたっては、庁内関係各課のみならず関係機関・団体との連携を図りながら、総合的かつ効果的に実施していきます。

町では、障がいのある方のための施策の推進を図るため、「鹿追町地域自立支援協議会」を設置しております。当協議会において計画の進捗状況について必要に応じて報告し、評価や見直しを行います。

計画に定める事項について、定期的に評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う等、PDCA サイクルの考えを取り入れながら実施していきます。

<PDCA サイクル>

計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
改善（Action）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 障がいのある人の現状

(1) 人口の状況

鹿追町の人口は令和4年度末の人口をみると、5,080人となっており、平成30年から4年間で230人減り、毎年微減傾向にあります。

年齢3区分人口をみると、0～14歳（年少人口）及び15～64歳（生産年齢人口）が年々減少しております。

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

令和4年度末現在の身体障害者手帳所持者数は234人でほぼ横ばいで推移しています。

(人／(％))

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計		243 (100)	242 (100)	236 (100)	238 (100)	234 (100)
等級別	1級	54 (22.2)	64 (26.5)	60 (25.4)	65 (27.3)	64 (27.3)
	2級	39 (16.0)	34 (14.0)	33 (13.9)	30 (12.6)	29 (12.4)
	3級	46 (18.9)	43 (17.8)	45 (19.1)	44 (18.5)	42 (18.0)
	4級	74 (30.5)	69 (28.5)	70 (29.7)	69 (29.0)	70 (29.9)
	5級	14 (5.8)	15 (6.2)	13 (5.5)	13 (5.5)	12 (5.1)
	6級	16 (6.6)	17 (7.0)	15 (6.4)	17 (7.1)	17 (7.3)
障がい別	視覚	14 (5.8)	15 (6.2)	14 (5.9)	15 (6.3)	14 (6.0)
	聴覚	19 (7.8)	20 (8.3)	16 (6.8)	22 (9.2)	20 (8.5)
	言語	1 (0.4)	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)
	肢体	166 (68.3)	149 (61.6)	151 (64.0)	143 (60.1)	141 (60.3)
	内部	43 (17.7)	56 (23.1)	53 (22.5)	56 (23.5)	57 (24.4)
年齢	18歳未満	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)
	18歳以上	241 (99.2)	240 (99.2)	234 (99.2)	236 (99.2)	232 (99.2)

各年度末現在

(3) 療育手帳所持者の推移（障がい程度別）

療育手帳所持者数は令和4年度現在で64名で平成30年度末現在の人数と大きな変動はありません。区分別でも横ばいで推移しています。

(人)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい程度	A	20 (33.9)	19 (32.2)	19 (30.2)	18 (28.6)	18 (28.1)
	B	39 (66.1)	40 (67.8)	44 (69.8)	45 (71.4)	46 (71.9)
合 計		59 (100)	59 (100)	63 (100)	63 (100)	64 (100)

年 齢	18 歳未満	11 (18.6)	12 (20.3)	11 (17.5)	11 (17.5)	12 (18.8)
	18 歳以上	48 (81.4)	47 (79.7)	52 (82.5)	52 (82.5)	52 (81.2)
合 計		59 (100)	59 (100)	63 (100)	63 (100)	64 (100)

各年度末現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（障がい程度別）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度末では21名です。区分別で見比べると、軽度者が若干増加しています。

(人)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい程度	1 級	9 (37.5)	6 (26.1)	5 (25.0)	5 (23.8)	5 (23.8)
	2 級	11 (45.8)	12 (52.2)	10 (50.0)	10 (47.6)	9 (42.9)
	3 級	4 (16.7)	5 (21.7)	5 (25.0)	6 (28.6)	7 (33.3)
合 計		24 (100)	23 (100)	20 (100)	21 (100)	21 (100)

各年度末現在

(5) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

自立支援医療受給者数は令和4年度末では46人で、受給者数の推移は横ばいです。

(人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数	45	46	45	45	46

各年度末現在

(6) 自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者の推移

自立支援医療（更生医療・育成医療）についても、受給者数は横ばいです。

(人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療	14	14	21	18	15
育成医療	0	1	0	1	0

各年度末現在

(7) 補装具費の支給件数の推移

補装具の支給決定件数についても大幅な変動はありません。

(人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数	13	17	18	13	14

各年度末現在

(8) 難病等特定疾患がある人の状況

鹿追町の難病患者数は令和3年度末では31人です。小児慢性特定医療受給者は令和3年度末で4人です。

(9) 発達障がいがある人の状況

発達障がいは、平成17年4月に施行された発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発言するもの」と定義されています。

発達障がいは生まれつきの特性で日常生活や他人との関わり、学業などに影響

が出て本人は「生きづらさ」を感じることがありますが、他方で発達障がいは優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障がいのため、診断が難しく正確な人数の把握が難しい状況です。平成28年度の厚生労働省の調査では発達障害と診断された人は48万1千人と推計されています。

（10）高次脳機能障がいがある人の状況

高次脳機能障がいは、脳梗塞や脳出血、くも膜下出血といった脳血管疾患や、交通事故等による脳外傷、脳炎、低酸素脳症等で脳を損傷した際の後遺症により「新しいことを覚えられない」「感情のコントロールができない」などの症状が出現し、日常生活や社会生活にさまざまな困難を生じることがあります。

高次脳機能障がいは、外見上はわかりにくいため「隠れた障がい、見えない障がい」ともいわれ外見からは理解されにくい特徴があり、正確な人数の把握が難しい状況です。

平成28年度の厚生労働省の調査では、高次脳機能障がいと診断された人は32万7千人いると推計されています。

（11）鹿追町の人口に占める障がい等がある人の割合

鹿追町の人口（令和4年度末）5,080人に対して319人（6.2%）が障害者手帳を所持しています。

また、発達障がいのある人や高次脳機能障がいがある人などを含めると、10%程度の人が何らかの障がいがあることが予想され、潜在的に支援を必要とする人を含めると町民の1割程度が本計画の対象者となります。

第3章 障害福祉サービス等の利用状況・見込量

1 障害福祉サービス等の利用状況

利用状況については次の表のとおりとなっています。

【日中活動系サービス】

* 令和5年9月末現在

サービス種別		単 位	町 内	管 内	管 外	合 計
1	療養介護	利用施設数	0箇所	1箇所	1箇所	2箇所
		利用者数	0人	2人	1人	3人
2	生活介護	利用施設数	0箇所	13箇所	2箇所	15箇所
		利用者数	0人	14人	2人	16人
3	自立訓練（機能訓練）	利用施設数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
		利用者数	0人	0人	0人	0人
4	自立訓練（生活訓練）	利用施設数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
		利用者数	0人	0人	0人	0人
5	宿泊型自立訓練	利用施設数	0箇所	1箇所	0箇所	1箇所
		利用者数	0人	1人	0人	1人
6	就労移行支援	利用施設数	0箇所	1箇所	0箇所	1箇所
		利用者数	0人	2人	0人	2人
7	就労継続支援（A型）	利用施設数	0箇所	2箇所	0箇所	2箇所
		利用者数	0人	2人	0人	2人
8	就労継続支援（B型）	利用施設数	0箇所	3箇所	0箇所	3箇所
		利用者数	0人	4人	0人	4人
9	就労定着支援	利用施設数	0人	0人	0人	0人
		利用者数	0人	0人	0人	0人
10	短期入所 （ショートステイ）	利用施設数	1箇所	0箇所	0箇所	1箇所
		利用者数	2人	0人	0人	2人
合 計		利用施設数	1箇所	21箇所	3箇所	24箇所
		利用者数	2人	25人	3人	30人

【居住系サービス】

* 令和5年9月末現在

サービス種別		単 位	町 内	管 内	管 外	合 計
1	共同生活援助 （グループホーム）	利用施設数	1箇所	9箇所	3箇所	13箇所
		利用者数	7人	12人	3人	22人
2	施設入所支援	利用施設数	0箇所	7箇所	2箇所	9箇所
		利用者数	0人	7人	2人	9人
合 計		利用施設数	1箇所	16箇所	5箇所	22箇所
		利用者数	7人	19人	5人	31人

【訪問系サービス】

* 令和5年9月末現在

サービス種別		単 位	町 内	管 内	管 外	合 計
1	居宅介護	利用業者数	0箇所	1箇所	0箇所	1箇所
		利用者数	0人	1人	0人	1人
2	重度訪問介護	利用業者数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
		利用者数	0人	0人	0人	0人
3	行動援護	利用業者数	0箇所	1箇所	0箇所	1箇所
		利用者数	0人	1人	0人	1人
4	同行援護	利用業者数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
		利用者数	0人	0人	0人	0人
5	重度障害者等包括支援	利用業者数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
		利用者数	0人	0人	0人	0人
合 計		利用施設数	0箇所	2箇所	0箇所	2箇所
		利用者数	0人	2人	0人	2人

【相談支援事業】

* 令和5年9月末現在

サービス種別		単 位	町 内	管 内	管 外	合 計
計画相談		利用業者数	2箇所	12箇所	5箇所	19箇所
		利用者数	18人	20人	6人	44人
		セルフプラン	0人	2人	0人	2人

2 障害児通所支援等の利用状況

障害児通所支援等の利用状況は以下の通りです。

【障害児通所支援】

* 令和5年9月末現在

サービス種別		単位	町内	管内	管外	合計
1	児童発達支援 （未就学児）	利用事業者数	1箇所	2箇所	0箇所	3箇所
		利用者数	9人	2人	0人	11人
2	放課後等デイサービス	利用事業者数	1箇所	3箇所	0箇所	4箇所
		利用者数	26人	2人	0人	28人
合　　計		利用事業者数	2箇所	5箇所	0箇所	7箇所
		利用者数	35人	4人	0人	39人

【相談支援事業】

* 令和5年9月末現在

サービス種別		単位	町内	管内	管外	合計
障害児相談支援		利用事業者数	2箇所	0箇所	0箇所	2箇所
		利用者数	37人	0人	0人	37人
		セルフプラン	2人	0人	0人	2人

3 アンケート調査結果の概要について

1 調査の目的

本計画を策定するうえでの基礎資料として、障がいのある人の日常生活や福祉サービスの利用状況、福祉に関する意見等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

2 調査対象

鹿追町在住（居住地特例を含む）の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（以下、精神保健福祉手帳）所持者及び障がい福祉サービスの利用者

3 調査期間

令和5年6月29日から令和5年7月21日

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況

配布数	回答数	回答率
300通	156通	52%

6 調査結果の表示方法

・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.00%にならない場合があります。

・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

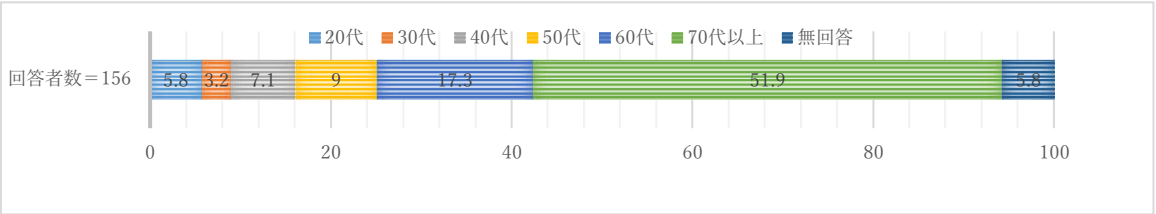
・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを
で網かけをしています。（無回答を除く）

調査結果

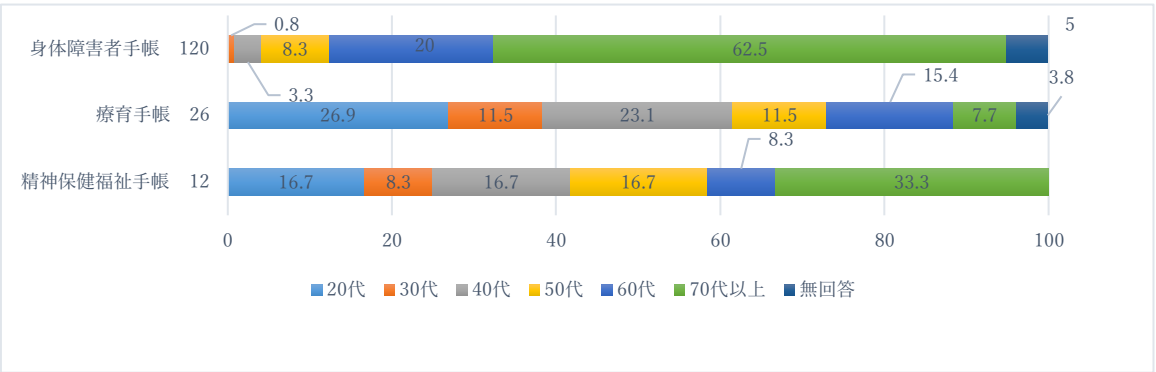
①年齢について（令和5年4月1日現在）

「70代以上」の割合が51.9%と最も高く、次いで「60代」の割合が17.3%、「50代」の割合が9.0%となっています。平均年齢は68.5歳です。（単位：％）



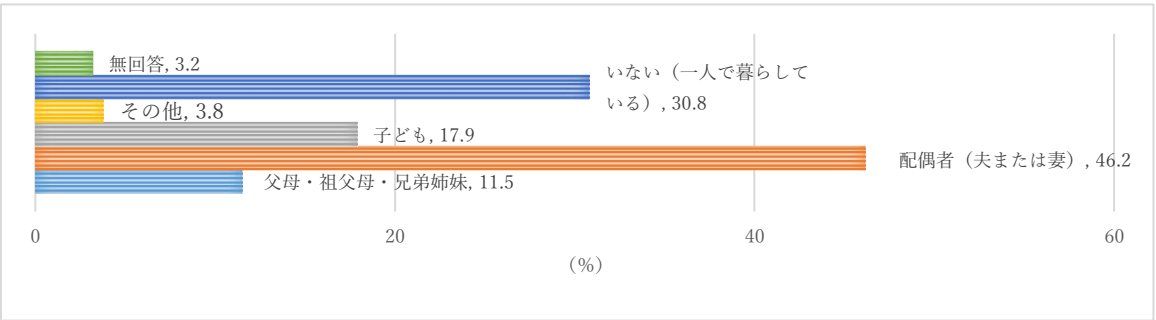
【障害種別】

身体障害者手帳所持者と精神保健福祉手帳所持者では、「70代以上」の割合が最も多くなっています。療育手帳所持者では、「20代」の割合が最も多くなっています。身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神保健福祉手帳所持者の平均年齢は、各々74.6歳、45.2歳、54.6歳となっています。また、身体障害者手帳所持者のうち、精神保健福祉手帳所持者が6名、療育手帳所持者が5名となっています。（単位：％）



②一緒に暮らしている人について

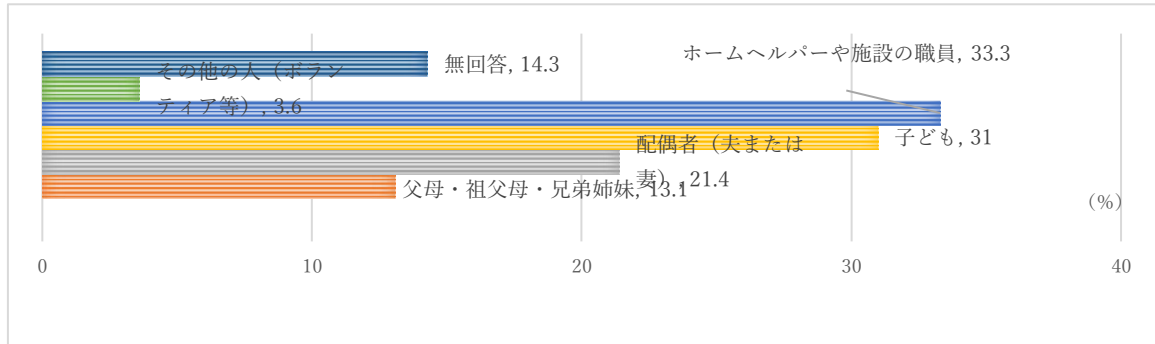
「配偶者（夫または妻）」の割合が46.2%と最も高く、次いで「いない（一人で暮らしている）」の割合が30.8%、「子ども」の割合が17.9%となっています。回答者数＝156（単位：％）



③主な支援者について

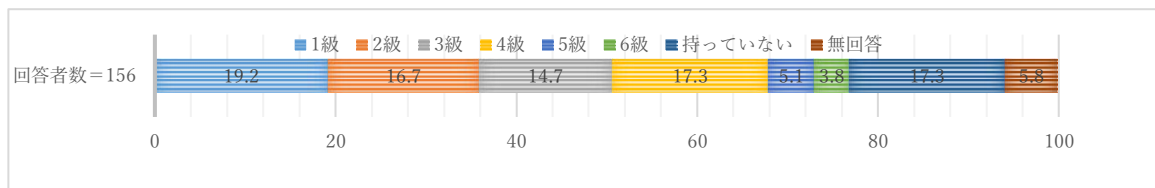
「ホームヘルパーや施設の職員」の割合が33.3%と最も高く、次いで「子ども」の割合が31.0%、「配偶者（夫または妻）」の割合が21.4%となっています。

回答者数=84 （単位：％）



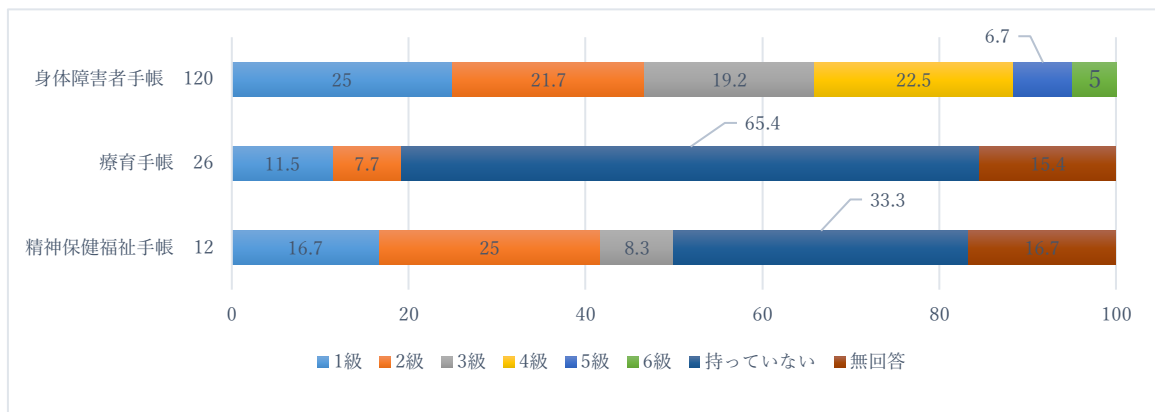
④身体障害者手帳所持者状況について

「1級」の割合が19.2%と最も高く、次いで「4級」の割合と「持っていない」の割合がそれぞれ17.3%、「2級」の割合が16.7%、「3級」の割合が14.7%となっています。（単位：％）



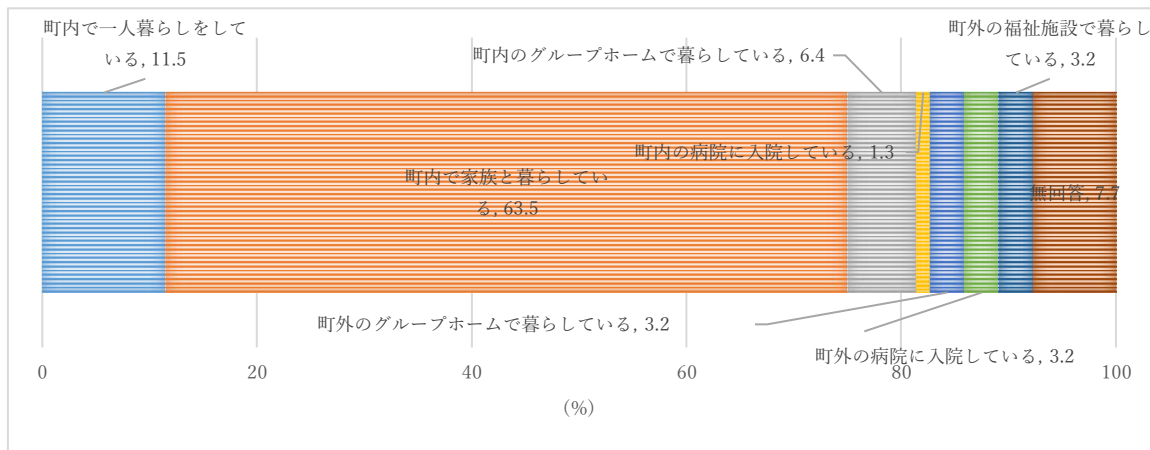
【障がい種別】

障がい種別でみると、療育手帳所持者及び精神保健福祉手帳所持者では、「持っていない」の割合が最も高くなっています。身体障害者手帳所持者では「1級」の割合が最も高く、次いで「4級」「2級」「3級」となっています。（単位：％）



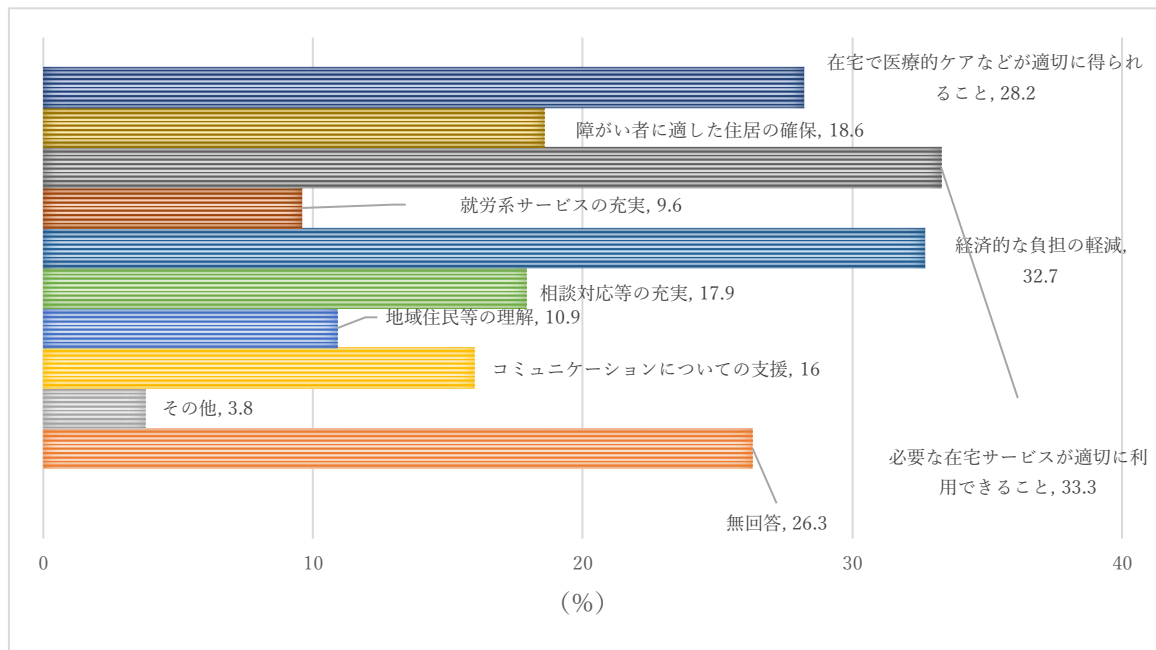
⑤住まいや暮らしについて

「町内で家族と暮らしている」の割合が63.5%と最も高く、次いで「町内で一人暮らしをしている」の割合が11.5%となっています。（単位：%）



⑥生活に必要な支援について

「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が33.3%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」の割合が32.7%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」の割合が28.2%となっています。（単位：％）



【障がい種別】

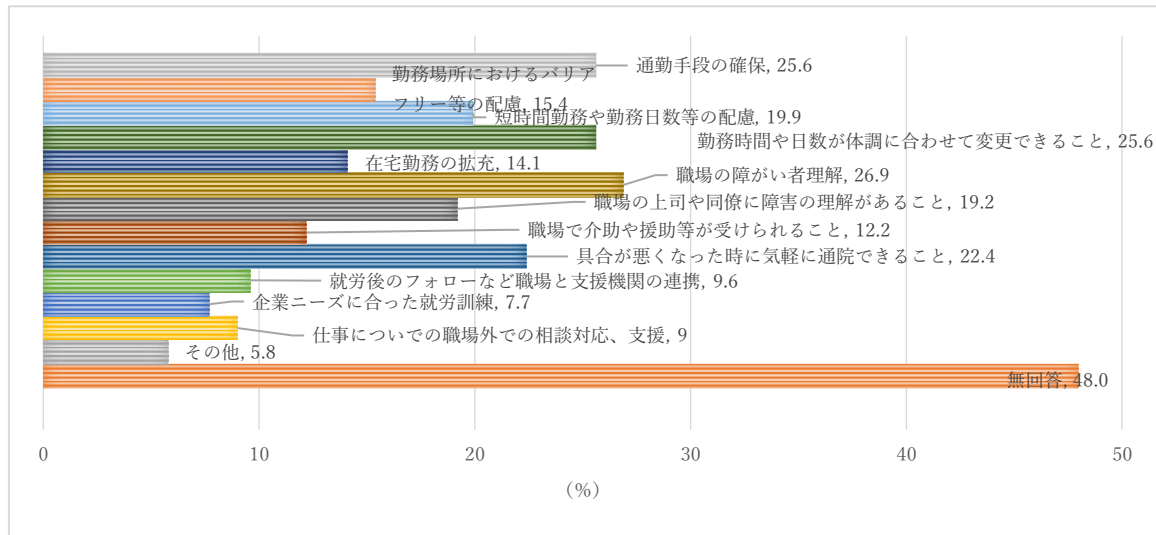
障がい種別にみると、他に比べ、身体障害者手帳所持者で「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が高くなっています。また、他に比べ、療育手帳所持者で「障がい者に適した住居の確保」の割合が高くなっています。（単位：％）

区分	回答者数	在宅で医療的ケアなどが適切に得られる	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できる	就労系サービスの充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
身体障害者手帳	120	30.8	15.0	34.2	4.2	28.3	13.3	6.7	11.7	3.3	30.8
療育手帳	26	15.4	38.5	23.1	23.1	34.6	26.9	19.2	23.1	3.8	11.5
精神保健福祉手帳	12	25.0	25.0	25.0	25.0	33.3	25.0	16.7	25.0	8.3	41.7

⑦就労に必要な支援について

「職場の障がい者理解」の割合が 26.9%、「通勤手段の確保」の割合と「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の割合が各々25.6%となっています。

回答者数=156 （単位：％）



【障がい種別】

身体障害者手帳所持者では「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」の割合、療育手帳所持者では「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の割合と「職場の障がい者理解」の割合、精神保健福祉手帳所持者では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が高くなっています。（単位：％）

区分	回答者数	通勤手段の確保	通勤場所におけるバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	体調に合わせて勤務時間を変更できる	在宅勤務の拡充	職場の障がい者理解	職場の上司や同僚に障がいの理解がある	職場で介助や援助等が受けられること	具合が悪くなった時に気軽に通院できること	就労後のフォローなど職場との連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応	その他	無回答
身体障害者手帳	120	22.5	16.7	17.5	22.5	11.7	22.5	15.8	9.2	23.3	6.7	6.7	5.8	4.2	53.3
療育手帳	26	34.6	7.7	26.9	42.3	11.5	42.3	26.9	19.2	15.4	11.5	3.8	15.4	7.7	23.1
精神保健福祉手帳	12	25.0	8.3	25.0	25.0	16.7	33.3	41.7	25.0	33.3	25.0	16.7	25.0	16.7	41.7

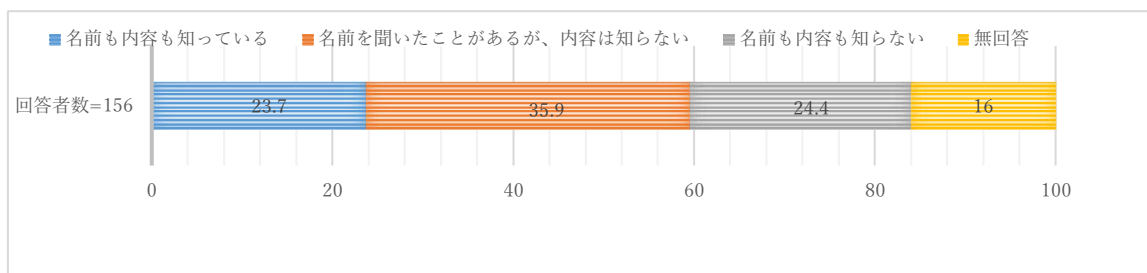
⑧障害福祉サービス等の利用状況

「共同生活援助」の割合が5.1%となっています。（単位：％）

回答者数	居宅介護ホームヘルプ	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	施設入所支援	短期入所シヨートステイ	療養介護	生活介護	自立生活援助	共同生活援助グループホーム	自立訓練機能訓練、生活訓練	就労移行支援	就労継続支援	就労定着支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	無回答
156	0	0	0	0.6	0	3.2	1.9	1.3	3.2	1.3	5.1	0	0	1.9	0.6	1.9	0	0	85.9

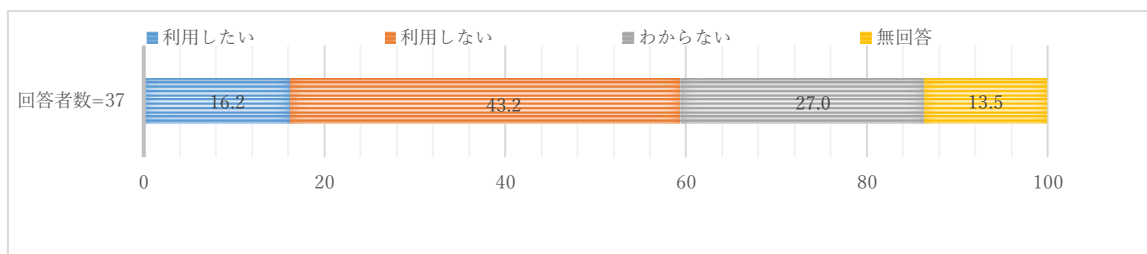
⑨成年後見制度について

「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が35.9%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」の割合が24.4%、「名前も内容も知っている」の割合が23.7%となっています。（単位：％）



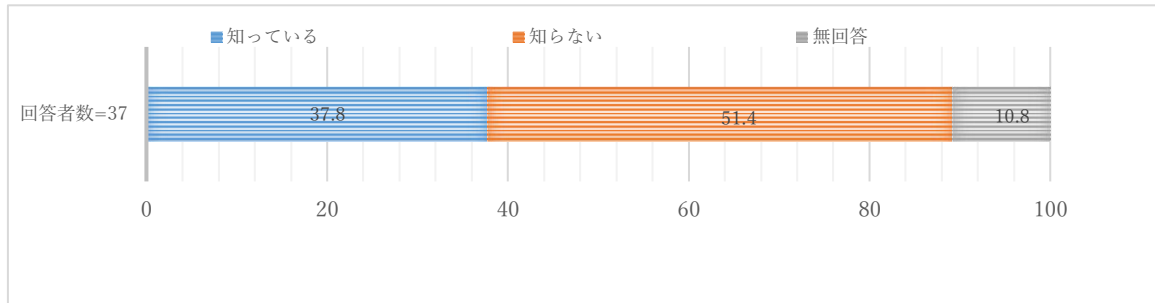
⑩成年後見制度に利用希望について

「利用しない」の割合が43.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が27.0%となっています。（単位：％）



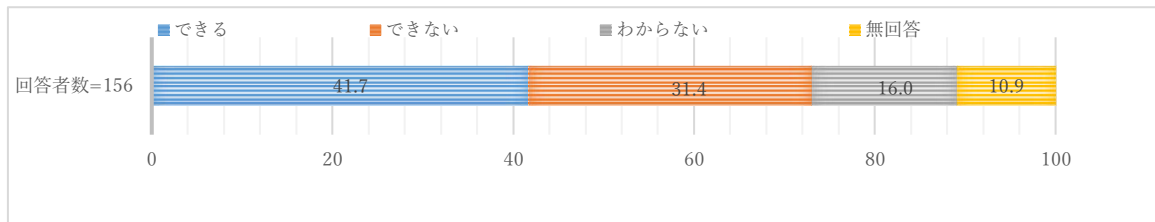
⑪成年後見制度の相談先について

「知らない」の割合が51.4%、「知っている」の割合は37.8%となっています。
(単位：%)



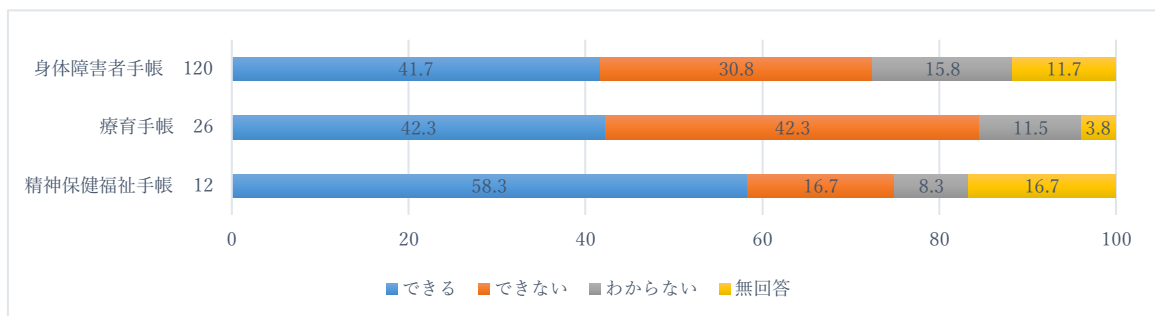
⑫災害時の避難について

「できる」の割合が41.7%と最も高く、次いで「できない」の割合が31.4%、「わからない」の割合が16.0%となっています。(単位：%)



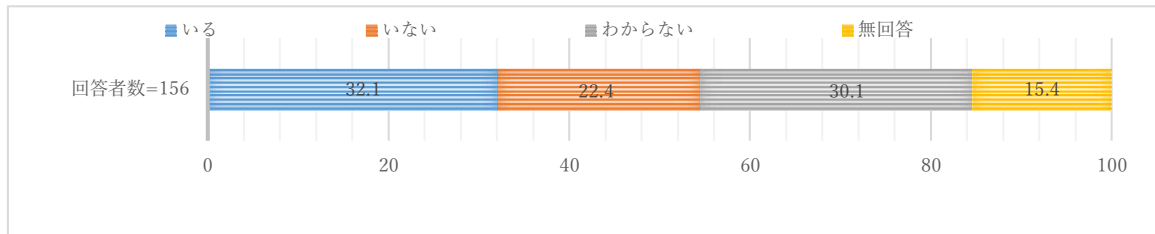
【障がい種別】

障がい種別にみると、他に比べ、精神保健福祉手帳所持者で「できる」の割合が高くなっています。また、他に比べ、療育手帳所持者で「できない」の割合が高くなっています。
(単位：%)



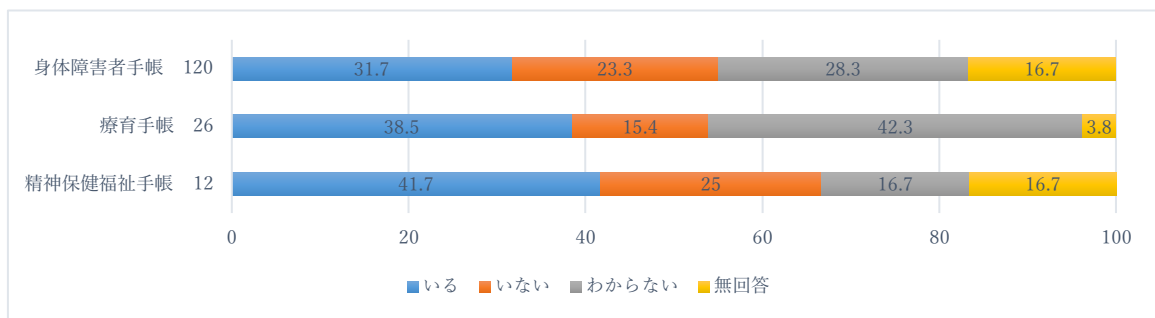
⑬ 助けてくれる近隣住民の存在について

「いる」の割合が32.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が30.1%、「いない」の割合が22.4%となっています。（単位：％）



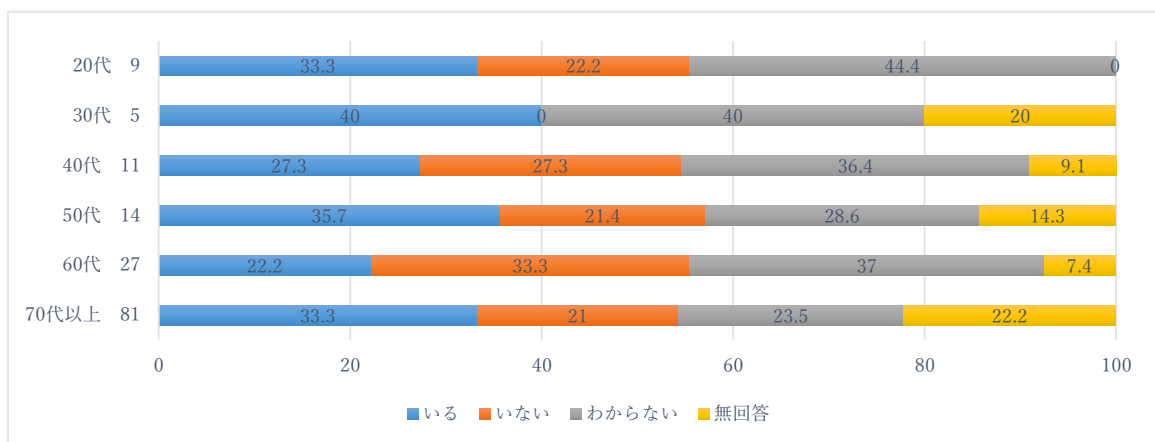
【障がい種別】

障がい種別にみると、身体障害者手帳所持者と精神保健福祉手帳所持者で「いる」の割合が最も高くなっています。また、他に比べ、療育手帳所持者で「いない」の割合が高くなっています。（単位：％）



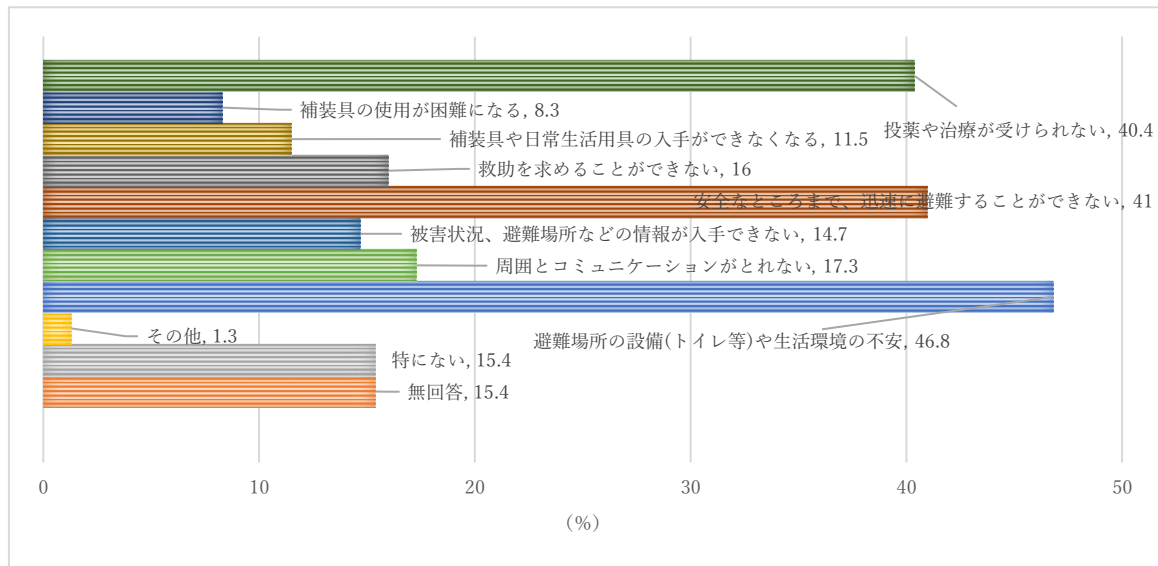
【年齢別】

年齢別にみると、20代、40代、60代では「わからない」の割合、50代と70代以上では「いる」の割合が最も高くなっています。回答者数=147 （単位：％）



⑭火事や地震等の災害時の困りごとについて

「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」の割合が46.8%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が41.0%、「投薬や治療が受けられない」の割合が40.4%となっています。回答者数=156（単位：%）



【障がい種別】

障がい種別にみると、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者では、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」の割合が最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が高くなっています。また、精神保健福祉手帳所持者で「投薬や治療が受けられない」の割合が最も高くなっています。（単位：%）

区分	回答者数	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	その他	特になし	無回答
身体障害者手帳	120	40.8	9.2	10.8	13.3	43.3	10.0	13.3	45.0	0.8	16.7	16.7
療育手帳	26	30.8	0	11.5	23.1	34.6	23.1	30.8	42.3	0	11.5	11.5
精神保健福祉手帳	12	33.3	8.3	16.7	16.7	25.0	25.0	8.3	25.0	8.3	16.7	16.7

【年齢別】

年齢別にみると、20代、50代、60代、70代以上では、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が最も高くなっています。また、30代では「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合、40代では「投薬や治療が受けられない」の割合が最も高くなっています。回答者数=147（単位：％）

区分	回答者数	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備トイレ等や生活環境が不安	その他	特になし	無回答
20代	9	11.1	0	0	22.2	44.4	22.2	44.4	66.7	0	11.1	0
30代	5	40	20	40	40	40	40	60	40	0	20	20
40代	11	45.5	9.1	18.2	9.1	27.3	18.2	18.2	27.3	9.1	18.2	9.1
50代	14	42.9	14.3	21.4	42.9	57.1	21.4	28.6	64.3	7.1	7.1	0
60代	27	40.7	0	7.4	11.1	44.4	22.2	11.1	55.6	0	11.1	11.1
70代以上	81	39.5	9.9	8.6	12.3	39.5	7.4	12.3	42	0	17.3	22.2

調査結果のまとめ

①障がいのある人とその家族の高齢化対策

「70代以上」の割合が51.9%と最も高く、次いで「60代」の割合が17.3%、「50代」の割合が9.0%となっており、身体障害者手帳所持者では「1級」の割合が最も高く、次いで「4級」「2級」「3級」となっており、障害者手帳所持者が高齢化・重度化しています。障がいのある人の主な介助者は、「配偶者（夫または妻）」の割合が46.2%と最も高く、次いで「いない（一人で暮らしている）」の割合が30.8%、「子ども」の割合が17.9%となっており、障がいのある方が在宅で生活するうえで、今後、高齢化している介助者から支援を受けることが難しくなることが予想されます。

親亡き後を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、様々な支援を途切れなく提供できる体制の確立について計画的に推進していく必要があります。

②障がいのある人の地域生活への支援

町内に必要な支援として、身体障害者手帳所持者は「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が高く、療育手帳所持者は「障がい者に適した住居の確保」、精神保健福祉手帳所持者では「経済的な負担の軽減」の割合が高くなっており、医療的なケアを町内で受けられる体制や必要な在宅サービス、障がいのある方の住居や経済的な負担が重くならないような支援を充実させていくことが必要になります。また、障がい者が地域で働く環境として、職場の障がい者理解や通勤確保など希望される方が多く、継続して働くための配慮が必要です。

③成年後見制度の理解度

「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が35.9%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」の割合が24.4%、「名前も内容も知っている」の割合が23.7%となっています。制度を把握していても「利用しない」の割合が43.2%と最も高く、利用したいと回答した方は16.2%にとどまりました。今後も制度が必要な方が利用できるよう広報・啓発活動を行う必要があります。

④災害時の避難等について

「避難できない」の割合が31.4%、「わからない」の割合が16.0%となっています。障がい種別にみると、療育手帳所持者が「避難できない」の割合が高くなっています。家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人については、「いない」の割合が22.4%でしたが、わからないと回答した方が30.1%となっており、災害時避難対策について検討していく必要があります。また、災害時に困ることについては避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安の割合が46.8%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が41.0%、「投薬や治療が受けられない」の割合が40.4%となっています。年齢別にみると、50代以上では、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が最も高くなっています。

第4章 障がい者計画の基本方針

1 計画の基本目標

障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、自己選択及び自己決定のもと、地域のために行動し生きがいをもって安心して暮らすことができる共生社会の実現のため、支え手側と受け手側という分け方ではなく、「誰もが役割を持ち互いを助けあう心がふれあう福祉のまちづくり」を目指します。

2 計画の基本方針

計画の基本目標である「誰もが役割を持ち互いを助けあう心がふれあう福祉のまちづくり」を達成するため、以下の基本方針に基づき施策を推進します。

(1) 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある方が安心して地域で生活できるよう、相談体制の充実や障がい者の地域生活への移行促進、地域生活支援拠点の整備、社会参加の促進を図ります。また、総合的・専門的な相談支援体制を強化できるような体制を確保します。

<具体策>

① 相談支援体制の充実

相談支援専門員等の専門職種が、家族の相談を含めた様々な相談に対応できるよう関係機関との連携に努めます。更に、地域相談員や民生児童委員等と連携を図るほか、どこにも属さない困難事例について重層的に相談を行い、断らない相談支援を行います。

② 施設から地域生活への支援

入所されている方のニーズに応じて、望む生活の実現ができるよう、施設との連携を図ります。また、グループホームなどの地域で安心して生活できる場所の充実に努めます。

③ 地域生活支援拠点の運用

基幹相談支援センターと定期的な情報交換を行うほか、障がいのある方やその家族、地域自立支援協議会などから地域のニーズを把握し、地域生活支援拠点の機能（相談、体験の機会、緊急時の対応等）の充実を図っていきます。

④ **障がい者等の生きがいづくりの推進**

地域で様々な活動に参加し、いきいきと生活できるよう、地域活動支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図り、障がいがあっても参加できる場を増やし、受け手だけではなく支え手になれるような場所についても確保できるように努めます。

⑤ **ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化**

乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労、地域生活といったライフサイクル全体を通じた、保育、保健、医療、福祉、教育、労働、司法、警察その他の関係機関の連携による重層的な支援の充実に努めます。

⑥ **総合的・専門的相談支援の実施**

地域自立支援協議会を通じて、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言・人材育成の支援・相談機関との連携強化等の取り組みを行います。

(2) **差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止**

暮らしづらさを解決するための取組、虐待の防止、差別等を解消するための取組を推進します。

< 具体策 >

① **制度の周知**

成年後見制度の周知や講演会等を行うほか、必要な方には成年後見制度利用支援事業を利用できるよう相談対応します。ヘルプマークやヘルプカードの普及を図ります。

② **虐待の予防と早期対応**

通報や相談に対しては関係者での協議を行い早期に対応して行くとともに、未然に予防できるよう家族も視野に入れた支援を行います。また、障がい関係の事業所や施設の状況を把握します。

③ **差別解消についての周知**

障がいについて正しく理解してもらえるよう、広報等で周知を継続していきます。

④ **意思決定支援の充実**

自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある方が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送るため、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援していきます。

（３）意思疎通支援・情報提供の充実

聴覚障がいのある方などが地域の中で困らずに生活できるよう、障がいについての普及啓発や意思疎通支援の充実及び制度の周知を図ります。

< 具体策 >

① 地域理解の推進

聴覚障がいに対する理解が深まるよう広報での周知を継続します。また、障がいのある方との交流体験など福祉教育の機会を持てるよう連携調整します。

② 意思疎通支援の活用

必要な方には意思疎通支援の活用を進めていきます。

③ 手話に関する知識の普及

手話奉仕員の養成研修等の実施により、手話表現取得者を増やしていくとともに広報誌等で手話を周知していきます。

④ 合理的配慮の充実

障がい特性に応じた情報の提供を充実させ、合理的配慮の提供に努めます。

（４）サービス提供基盤の整備

障がいがあっても、必要なサービスを受け、いつまでも住み慣れた地域で生活し続けられるよう、地域生活を支えるサービス基盤の充実を図ります。

< 具体策 >

① 介護保険法に基づくサービスとの連携

地域包括支援センターと連携し、既存の社会資源の活用や新規事業についても検討します。

② 地域生活支援事業の充実

地域で自立した生活が送ることができるよう事業の充実を図っていきます。

③ 住まいの確保

グループホームなどの住居の充実を目指します。

（５）障がい児支援の充実

障がいのある子どもが、自分の持っている力を発揮して成長して行けるよう、子どもの発達支援の充実、切れ目の無い支援を提供できるよう関係機関同士の連携や、障がい児支援体制の基盤整備の充実を図ります。また、

障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、障がい児の地域社会への参加や包容を目指します。

<具体策>

① 地域自立支援協議会の充実

地域自立支援協議会において、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関が切れ目のない支援を提供できるよう連携を図ります。

② サポートファイルの活用

子どもから大人になるまでの情報を共有するよう、支援ファイル運用をしていきます。

③ 相談しやすい体制づくり

相談窓口や制度の周知を図るとともに、保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。発達支援センターを中心として、専門的な支援を行い、相談支援事業所においては、ケア会議の開催や相談対応など、安心して子育てできるサポートを充実させていきます。

④ 発達課題の早期発見・早期支援

乳幼児健診や子育て支援、子ども園や保育所の中で早期に相談対応し、受容や気づきへの支援が適切に行われるよう関係機関での連携を図ります。また、発達支援センターにて専門的な相談や支援が受けられるよう体制づくりに努めます。

⑤ 障がい児に対する支援の充実

身近な場所で必要な支援が受けられるよう、既存の児童発達支援事業や放課後等デイサービスの充実を図り、保育所等訪問支援は令和8年度までに実施し、その他の新規事業についても検討していきます。また、専門職と連携し、サービスの質の向上を目指します。

⑥ 医療的ケア児の協議の場

地域自立支援協議会を活用し、定期的に医療的ケア児に対しての協議を行います。また、必要な支援が受けられるよう関係機関と連携し充実に努めます。

⑦ 医療的ケア児支援ガイドブックの活用

支援者や医療的ケア児の家族が「医療的ケア」についてイメージできるように、情報集約されたガイドブックを活用していきます。

⑧ 悩みを共有できる場の充実

発達に課題を抱えている子の保護者等が悩みを共有し交流できる場の周知や充実に努めます。

⑨ 障がい児を含めたこれからの子育て支援体制を協議

どのような形の子育て支援体制が良いのか、保護者や関係者を交えた協議の場を設置し、安心して子育てできる体制作りを進めていきます。

（６）発達障がいのある方や医療を必要とする方等への対応

発達障がいについての理解促進を図ります。また、医療を必要とする在宅の障がい者への支援を行います。

＜具体策＞

① 発達障がいについての啓発活動の推進

広報やイベント（ブルーTシャツ運動等）で正しい知識の普及を図ります。

② 発達障がいについての学習の場の充実

講演会や学習会等、地域の方々が発達障がいについて学ぶ機会をつくります。

③ 医療を必要とする在宅の障がい者支援の充実

自立支援医療等の必要な制度を利用できるよう周知を図ります。また、円滑に受けられるようサービス調整を行います。

（７）精神保健福祉・医療施策の充実

精神障がいのある方に対し、希望に応じて地域での生活が送れるよう、医療機関との連携を図り、地域生活への移行を促進します。また、地域生活を支える体制の整備、保健・医療の推進を行います。

＜具体策＞

① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域自立支援協議会等を活用してもらいながら、精神保健に課題を抱える方の地域生活の場について関係機関で協議していきます。

② 相談支援事業所と医療機関との連携

精神科病院や相談支援事業所と連携し、本人の意向に応じて地域移行の促進をしていきます。

③ 精神疾患に対する相談体制の整備

精神疾患のみに限らず、アルコール依存症やギャンブル依存症の方などの方に対しても必要な治療につなげたり、継続して医療が受けられるよう、保健師や相談支援専門員等が重層的に相談に対応していきます。

（８）就労支援施策の充実・強化

障がいがあっても自分なりの力を発揮して働くことができるよう、町全体でサポートする体制づくりに努めます。

＜具体策＞

① 就労の機会の確保

町においても障がい者が就労できるよう、実習や体験の場づくりや、障がい者を受け入れてもらえる職場の開拓等を進めていきます。

② 就労に向けての関係機関の連携

障がいがあっても、個々に合った就労ができるよう、関係機関の連携を強化し、学校から就労先まで切れ目無く支援していきます。

③ 就労後のサポート体制の充実

就労継続に向けて、障がい福祉サービス利用者だけでなく、一般就労した方に対しても、就労先や関係機関（障がい者就業・生活支援センター等）が連携できるよう、サポートできる体制作りに努めます。

④ 就労継続支援事業所の周知

障がい者が一般就労を目指すための練習場所として認知してもらえるよう、周知啓発を行っていきます。

⑤ 就労選択支援の活用

就労選択支援を利用し、障がい者の就労能力や適性の客観的な評価・就労にあたっての必要な支援や配慮の整理を行い、障がい者がその能力や適性にあった就労または福祉サービスの選択を行っていきます。
（令和７年度中に開始予定）

⑥ 農福連携の推進

農業分野での障がい者の就労支援の推進に努めていきます。

（９）安全確保に備えた地域づくりの推進

災害に備えて、障がいのある方の状況や支援体制を把握し、必要なときに適切な支援を受けられるよう体制を整えます。

＜具体策＞

① 災害時要援護者名簿の活用

災害時要援護者名簿を適宜更新し、関係機関と情報共有を図ることで、災害が起きた時に対応できるよう体制を整えます。

② 感染症対策に係る体制整備の推進

感染症に備えた取り組みについては、「鹿追町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、支援体制等を整えます。

(10) ケアラーに対する支援の充実

家族やヤングケアラーを含む介助者の状況を把握し、ケアラーに適切な支援を図り、負担軽減を図ることができるよう体制を整えます。

<具体策>

① ケアラー及びヤングケアラーの状況の把握

町内にいる潜在的ケアラーの状況をアンケート調査で把握していきます。

② 在宅サービス提供体制の充実

ケアラーに対する負担軽減を図るため、家事援助などのサービス提供の確保の体制づくりに努めます。

(11) 文化・芸術活動、スポーツ等の振興

障がい者の芸術文化活動への参加やスポーツに親しめる環境の整備を図ります。

<具体策>

① 文化芸術活動の環境づくり

障がい者の地域における文化芸術活動の環境づくりに努めます。

② スポーツに親しめる環境整備

障がいの有無に関わらず、スポーツを行うことができる環境づくりに努めます。

第5章 成果目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行すること
- ・令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減すること

<第6期計画の実績>

【目標値】

令和5年度までに1名以上の地域生活移行者数、1名以上の施設入所者減少数を目指す。

	第6期計画実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活移行者数	0人	0人	0人
施設入所者減少（見込み）数	0人	0人	0人

<第7期計画の目標>

施設入所者が高齢化していることや、障がい特性などの理由により、地域移行に取り組むことが難しい実態ではありますが、国が求める指針に合わせ、下記目標を設定します。

- ・令和8年度までに1名以上の地域生活移行者数を目指します。
- ・令和8年度までに1名以上の施設入所者減少数を目指します。

（※令和5年度9月末現在、施設入所者数9名）

	第7期計画利用見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活移行者数	0人	0人	1人
施設入所者減少（見込み）数	0人	0人	1人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

< 国の基本指針 >

- 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とする。
- 精神病床の 1 年以上入院患者数を国が提示する計算式を用いて目標値として設定する。
- 退院率を 3 か月後 68.9% 以上、6 か月後 84.5%、1 年後 91.0% 以上とする。

< 第 6 期計画の実績 >

【目標値】

精神疾患の長期入院者については、正確に把握することが困難であることから目標値は設定していませんでした。

< 第 7 期計画の目標 >

精神疾患の長期入院者については、正確に把握することが困難ですが、障害福祉サービス利用者や自立支援医療受給者などの入院者について、下記目標を設定します。

	第 7 期計画利用見込み		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 年以上入院患者の地域生活移行者数	1 人	1 人	1 人

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

< 国の基本指針 >

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討する。
- ・強度行動障がい者を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

< 第6期計画の実績 >

【目標値】

年1回以上運用状況を検証及び検討する。

	第6期計画実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運用状況の検証・検討	1回	1回	1回

< 第7期計画の目標 >

地域生活支援拠点については、令和2年度より鹿追町・音更町・士幌町の3町で協定を結び設置しております。引き続き定期的な情報共有を行い相談体制の強化を図るとともに拠点の運用状況の検証・検討を行っていきます。また、強度行動障がい者を有する者への支援体制整備のための協議を行っていきます。

	第7期計画利用見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運用状況の検証・検討	年1回以上	年1回以上	年1回以上
強度行動障がい者に対する支援方法や居場所の検討	年3回以上	年3回以上	年3回以上
行動援護を町内に創設	0箇所	0箇所	1箇所

4 福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本指針>

- ・令和5年度中に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とし、併せてそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
 - 就労移行支援事業（令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上）
 - 就労継続支援A型事業（令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上）
 - 就労継続支援B型事業（令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍）
 - 就労定着支援の利用者数は令和3年度の実績の1.41倍以上
- ・令和5年度における就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上。
- ・就労継続支援事業所のうち就労定着率が令和3年度の実績の1.41倍以上を基本とする。また就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上。

<第6期計画の実績>

【目標値】

- ①福祉施設から一般就労への移行者数1人以上を目指す。
- ②令和5年度末の就労移行支援事業所の利用者数5人を目指す。

	第6期計画利用実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数	0人	0人	0人
就労移行支援事業所の利用者数	1人	2人	2人

<第7期計画の目標>

就労移行支援事業所等を通じた一般就労の移行者数1名以上を目指します。

	第7期計画見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援等を通じた一般就労者移行見込み	1人	1人	1人

5 相談支援体制充実・強化等

<国の基本指針>

- ・令和8年度末までに各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

<第6期計画の実績>

【目標値】

地域の相談支援事業者に対し、連携強化及び指導、助言等を行う。

	第6期計画利用実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業者に対する、 連携強化及び指導、助言	1回	1回	1回

<第7期計画の目標>

- ・基幹相談支援センターと定期的な情報共有を行い、地域の相談支援体制の強化を図ります。
- ・地域の相談支援事業者に対し、連携強化及び指導・助言等を行います。
- ・地域サービス基盤の開発や改善のために定期的に協議会で個別事例の検討を行います。

	第7期計画見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター と情報共有	年8回	年8回以上	年8回以上
地域の相談支援事業者 に対する指導・助言等	年1回	年1回以上	年1回以上
地域自立支援協議会で 事例検討	年2回	年2回以上	年2回以上

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

＜国の基本指針＞

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
- ・ 障害者総合支援法の具体的内容の理解を行うことで障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者が真に必要なサービスが提供できているか検証できるよう、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ町職員が参加する。

＜第6期計画の実績＞

【目標】

国の基本指針と同じ目標設定とした。（障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。）

【実績】

北海道から業務委託されている十勝障がい者就業・生活支援センターや十勝障がい者総合相談支援センターが企画する研修に参加したほか、北海道の研修（相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修、障害支援区分市町村審査会委員研修など）に適宜参加した。

＜第7期計画の目標＞

障がい福祉に携わる職員が、障がい者に必要なサービス提供について検証できるよう障がい者に係る法律やサービス等の具体的内容の理解を深めていきます。

	第7期計画見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
北海道が実施する研修に参加	3人	4人	5人

7 障がい児支援の提供体制の整備等

＜国の基本指針＞

- ・令和８年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１箇所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。
- ・令和８年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、令和８年度までに難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取り組みを進めることを基本とする。
- ・令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に１箇所以上確保することを基本とする。
- ・令和８年度までに各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。
- ・障がい児入所施設に入所している児童が１８歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和８年度末までに各都道府県及び各指定都市において、以降調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

＜第２期計画の実績＞

項 目	実 績
令和５年度までに保育所等訪問支援を行う。	０箇所
令和５年度までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する。	０箇所
令和５年度末までに、医療的ケア児を含めた障がい児支援についての、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	０箇所

＜第3期計画の目標＞

項 目	実 績
令和8年度までに保育所等訪問支援を行う。	1箇所
令和8年度までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する。	1箇所
令和8年度末までに、医療的ケア児を含めた障がい児支援についての、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	1箇所

第6章 サービス実績及び必要量見込みの推計

1 障害福祉サービス等の実績及び必要量

見込みと実績値についてはおおむね見込み通りの実績値となっています。令和4年頃に町内で就労継続支援B型事業所立ち上げがに予想されておりましたが、令和5年10月に立ち上がりました。これにより、第7期計画では第6期計画の実績値より増加することが予想されます。

【日中活動系サービス】

＊令和5年9月末現在

サービス種別			第6期計画利用見込及び実績			第7期計画における必要量見込		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1	療養介護	見込	3人	3人	3人	3人	3人	3人
		実績	3人	3人	3人	—	—	—
2	生活介護	見込	18人	18人	18人	18人	18人	18人
		実績	18人	15人	15人	—	—	—
3	自立訓練 （機能訓練）	見込	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人	—	—	—
4	自立訓練 （生活訓練）	見込	2人	2人	2人	1人	1人	1人
		実績	2人	2人	0人	—	—	—
5	宿泊型自立訓練	見込	0人	0人	0人	1人	1人	1人
		実績	1人	2人	2人	—	—	—
6	就労移行支援	見込	3人	3人	3人	3人	3人	3人
		実績	0人	3人	3人	—	—	—
7	就労継続支援（A型）	見込	3人	3人	3人	3人	3人	3人
		実績	4人	2人	2人	—	—	—
8	就労継続支援（B型）	見込	10人	20人	20人	20人	20人	20人
		実績	10人	7人	7人	—	—	—
9	就労定着支援	見込	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人	—	—	—
10	短期入所 （ショートステイ）	見込	3人	4人	5人	3人	4人	5人
		実績	5人	6人	3人	—	—	—
11	就労選択支援	見込	—	—	—	—	1人	1人
		実績	—	—	—	—	—	—
合 計		見込	44人	55人	56人	54人	56人	57人
		実績	43人	40人	35人	—	—	—

【居住系サービス】

* 令和5年9月末現在

サービス種別			第6期計画利用見込及び実績			第7期計画における必要量見込		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1	自立生活援助	見込	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人	—	—	—
2	共同生活援助 （グループホーム）	見込	20人	20人	21人	23人	23人	23人
		実績	20人	20人	22人	—	—	—
3	施設入所支援	見込	13人	13人	12人	9人	9人	9人
		実績	13人	10人	10人	—	—	—
合 計		見込	33人	33人	33人	32人	32人	32人
		実績	33人	30人	32人	—	—	—

【訪問系サービス】

* 令和5年9月末現在

サービス種別			第6期計画利用見込及び実績			第7期計画における必要量見込		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1	居宅介護	見込	1人	1人	2人	2人	2人	3人
		実績	1人	2人	2人	—	—	—
2	重度訪問介護	見込	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人	—	—	—
3	同行援護	見込	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人	—	—	—
4	行動援護	見込	0人	0人	0人	1人	1人	2人
		実績	1人	1人	1人	—	—	—
5	重度障害者等 包括支援	見込	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人	—	—	—
合 計		見込	1人	1人	2人	3人	3人	5人
		実績	2人	3人	3人	—	—	—

【相談支援（サービス利用計画作成者数）の必要見込量】

* 令和5年9月末現在

サービス種別			第6期計画利用見込及び実績			第7期計画における必要量見込		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1	計画相談支援	見込	48人	48人	48人	48人	48人	48人
		実績	50人	45人	44人	—	—	—
2	地域移行支援	見込	0人	0人	0人	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人	—	—	—
3	地域定着支援	見込	0人	0人	0人	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	0人	—	—	—
合 計		見込	48人	48人	48人	50人	50人	50人
		実績	50人	45人	44人	—	—	—

【地域生活支援拠点等の設置箇所数と機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数】

＊令和5年9月末現在

サービス種別		第6期計画利用見込及び実績			第7期計画における必要量見込		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域生活支援拠点	設置箇所見込	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実 績	0箇所	1箇所	1箇所	—	—	—
	検証回数見込	5回	5回	5回	1回	1回	1回
	実 績	—	1回	1回	—	—	—

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための見込量】 ＊令和5年9月末現在

			第6期計画利用見込及び実績			第7期計画における必要量見込		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1	保健、医療及び福祉 関係者による協議	開催回数	1回	1回	1回	5回	5回	5回
		実 績	1回	3回	1回	—	—	—
2		参加者数	8人	8人	8人	30人	30人	30人
		実 績	8人	18人	7人	—	—	—

※参加人数実績は延べ人数とする。

2 障害児通所支援等の実績及び必要量

障害児通所支援等の実績及び必要量は以下の通りです。

令和5年度は9月末現在の数値のため、前年度と比べ実績人数が少ない状況です。

【障害児通所支援】

* 令和5年9月末現在

サービス種別			第2期計画利用及び実績			第3期計画における必要量見込		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1	児童発達支援 （未就学児）	見込	25人	25人	25人	20人	20人	20人
		実績	36人	19人	15人	—	—	—
2	放課後等デイサービス	見込	44人	45人	48人	25人	25人	25人
		実績	32人	44人	39人	—	—	—
3	医療型児童発達支援	見込	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人	—	—	—
4	保育所等訪問支援	見込	0人	1人	2人	0人	1人	2人
		実績	0人	0人	0人	—	—	—
5	居宅訪問型発達支援	見込	0人	0人	1人	0人	0人	1人
		実績	0人	0人	0人	—	—	—
合 計		見込	69人	71人	76人	45人	46人	48人
		実績	68人	63人	54人	—	—	—

【障害児相談支援】

* 令和5年9月末現在

サービス種別		第2期計画利用及び実績			第3期計画における必要量見込		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	見込	60人	60人	60人	60人	60人	60人
	実績	62人	58人	47人	—	—	—

認定こども園・放課後等児童クラブにおける障がい児利用者の実績及び見込み

* 令和5年9月末現在

サービス種別		第2期計画利用及び実績			第3期計画における必要量見込		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
認定こども園	見込	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	実績	1人	2人	1人	—	—	—
放課後児童クラブ	見込	1人	1人	1人	1人	1人	2人
	実績	1人	1人	1人	—	—	—

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置実績及び見込み

*令和5年9月末現在

サービス種別		第2期計画利用及び実績			第3期計画における必要量見込		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	見込	0人	0人	1人	0人	0人	1人
	実績	0人	0人	0人	—	—	—

発達障がい（児）者等に対する支援の見込み

*令和5年9月末現在

サービス種別		第2期計画利用及び実績			第3期計画における必要量見込		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 研修受講者数	見込	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人	—	—	—
ペアレントメンター数	見込	0人	0人	1人	0人	0人	1人
	実績	—	—	—	—	—	—
ピアサポートの活動参加 人数	見込	17人	17人	17人	17人	17人	17人
	実績	14人	14人	16人	—	—	—

3 地域生活支援事業（市町村事業）の実績及び必要量見込の推計

サービス種別			第6期計画利用見込及び実績			第7期計画における必要量見込		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	整備見込		1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績		1件	1件	0件	—	—	—
(2) 自発的活動支援事業	整備見込		1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績		1件	1件	1件	—	—	—
(3) 相談支援事業	整備見込		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実績		1箇所	1箇所	1箇所	—	—	—
(4) 成年後見制度利用支援事業	見込		1人	1人	1人	2人	2人	3人
	実績		1人	1人	0人	—	—	—
(5) 意思疎通支援事業	見込		1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績		0人	1人	0人	—	—	—
(6) 日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	見込	1件	1件	1件	1件	1件	1件
		実績	1件	0件	0件	—	—	—
	②自立生活支援用具	見込	1件	1件	1件	1件	1件	1件
		実績	1件	1件	0件	—	—	—
	③在宅療養等支援用具	見込	1件	1件	1件	1件	1件	1件
		実績	1件	1件	0件	—	—	—
	④情報・意思疎通支援用具	見込	2件	2件	2件	2件	2件	2件
		実績	1件	0件	0件	—	—	—
	⑤排泄管理支援用具 *第5期より延べ件数で記載	見込	168件	168件	168件	174件	174件	174件
		実績	174件	166件	87件	—	—	—
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）	見込	1件	1件	1件	1件	1件	1件
		実績	1件	1件	0件	—	—	—
(7) 手話奉仕員養成研修事業	見込		0回	0回	0回	0回	0回	1回
	実績		0回	0回	0回	—	—	—
(8) 移動支援事業	見込		8人	8人	8人	8人	8人	8人
	実績		5人	6人	4人	—	—	—
(9) 地域活動支援センター	①町内	実施箇所数見込	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		実施箇所数実績	1箇所	1箇所	1箇所	—	—	—
		実利用者数見込	10人	10人	10人	10人	11人	12人
		実利用者数実績	10人	11人	11人	—	—	—
	②他市町村	実施箇所数見込	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		実施箇所数実績	1箇所	1箇所	1箇所	—	—	—
		実利用者数見込	2人	2人	2人	2人	2人	1人
		実利用者数実績	2人	2人	2人	—	—	—

※令和5年9月末現在

サービス種別			第6期計画利用見込及び実績			第7期計画における必要量見込		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
(10) その他事業	①更生訓練費給付	見込	2人	2人	2人	0人	0人	0人
		実績	2人	0人	0人	—	—	—
	②日中一時支援事業	実施箇所数見込	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		実施箇所数実績	2箇所	2箇所	2箇所	—	—	—
		実利用者数見込	2人	2人	2人	2人	2人	2人
		実利用者数実績	2人	2人	2人	—	—	—
	③訪問入浴サービス事業	実利用者数見込	2人	2人	2人	0人	0人	1人
		実利用者数実績	1人	1人	1人	—	—	—
	④自動車改造助成事業	実利用者数見込	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実利用者数実績	1人	0人	1人	—	—	—
	⑤自動車免許取得費助成事業	実利用者数見込	—	—	—	1人	1人	1人
		実利用者数実績	—	1人	1人	—	—	—

※令和5年9月末現在

資料 障害福祉サービス等の用語の説明

【障害福祉サービス】

	サービス種別	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由、重度の知的・精神障がい者で行動障がいがある方に、入浴・排泄、食事の介護、外出時の移動支援など総合的な支援を行います。
	同行援護	重度の視覚障がいにより、移動が困難な方に外出時に同行して移動の支援を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有するなど常時介護を要する者に対し、行動する際に必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気等の理由で、施設へ短期間の入所が必要な場合に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設系	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住支援系	自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問、必要な情報提供及び助言、連絡調整を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能に必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識及び、能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方（利用開始時65歳未満の方）について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
	就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に、雇用契約なしで、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	就労選択支援（仮称）	障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービス。令和4年10月に障害者総合支援法改正法が成立し、就労選択支援が令和7年までを目途に開始される予定です。

	サービス種別	サービス内容
計画相談支援等	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、サービス等利用計画を作成し、関係機関との連絡調整、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。
	地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している精神障がい者など、地域での生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保などの活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身などで生活する障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談、その他必要な支援を行います。
障害児通所支援系サービス	児童発達支援	小学校就学前の6歳までの障がいのある子どもが主に通い、支援を受けるための支援です。日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、集団生活へ適応できるよう学びの場を提供したりといった障がい児への支援を目的としています。
	医療型児童発達支援	上肢・下肢または体幹機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を提供します。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がいを有する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって、障がいを有する児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいを有する児童、今後、利用する予定の障がいを有する児童に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある児童等であって、外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	障害児相談支援	障害児通所支援等の利用を希望する方に、サービス等利用計画（以下、こども支援利用計画）を作成し、関係機関との連絡調整、こども支援利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。

【地域生活支援事業】

	サービス種別	サービス内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がい者等が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、また、障がいのある方の理解を深めるために研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
	自発的活動支援事業	障がいのある方が、日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
	相談支援事業	障がいのある方、障がいを有する児童の保護者、または、介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある方の権利擁護を図ります。

サービス種別		サービス内容
必須事業	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある方の権利擁護を図ります。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する等、障がいのある方と他の方の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める用件を満たす用具（排泄管理支援用具等）を給付又は貸与します。
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修し、聴覚障がい者等との交流活動を促進します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
	地域活動支援センター機能強化事業	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある方の地域生活支援を促進します。
その他事業	更生訓練費給付	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方に支給することで社会復帰を促進します。
	日中一時支援事業	障がいのある方の日中の活動の場を確保するとともに、日常的に介護している家族の一時的な休息時間を確保することにより、心身的負担を軽減します。
	訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔保持、心身機能を維持します。
	自動車改造助成事業	身体障がい者の社会参加を促進するため、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
	普通自動車免許取得費助成事業	身体障がい者の社会参加を促進するため、自動車免許取得に要する費用の一部を助成します。
その他、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業		

【自立支援医療】

サービス種別	サービス内容
更生医療	身体上の障がいがあると認められる方であって、確実な治療の効果が期待できるもの（腎臓機能障がい等）に対して提供される医療給付です。
育成医療	障がいの有する児童で、その障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実な治療の効果が期待できるもの（心臓機能障がい等）に対して提供される医療給付です。
精神通院医療	精神障がいのため、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもので、現在の病状が改善していてもその状態を維持し、再発を予防するために通院を継続する必要がある方に提供されるものです。

【補装具費】

サービス種別	サービス内容
補装具費	義肢や車いすなどの購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。

【その他の用語】

用 語	説 明
障がい者	身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるもの並びに難病の指定を受けたもので、１８歳以上のものをいいます。
障がい児	身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるもの並びに難病の指定を受けたもので、満１８歳に満たないものをいいます。
強度行動障がい	自傷・他害、強いこだわり、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な状態のことです。
障害者就業・生活支援センター	障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関の連携のもと、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的とした事業所のことです。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童をいいます。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保することです。
ヘルプマーク	援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう作成したマークのことです。
ヘルプカード	支援が必要なのに「コミュニケーションの障がいのためうまく伝えられない」など困ったときに助けを求めるためのカードのことです。
ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目標として、親が子どもの「行動」に直接介入するための養育スキルの習得を図っていくことをいいます。
ペアレントプログラム	子どもの行動改善までは目指さず、親が子供の「行動」をきちんと捉えられることで、親の間違った認知を修正することを目的としたプログラムのことです。
ペアレントメンター	発達障がい等のある子どもを育てた経験がある親が、その経験と知識を生かして後輩の親の支援を行う当事者による当事者支援の仕組みのことです。
ピアサポート	同じ困難さを抱える、あるいは困難な立場にある人々が互いに支えあうことです。
災害時要援護者	北海道の災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き【改訂版】では要配慮者と記載されていますが、要介護高齢者、障がい（児）者、妊産婦、乳幼児、人工呼吸器・酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者等のことです。
インクルージョン	すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうことをいいます。